

原 武史

デモクラシーと「国体」は両立するか -戦後日本のデモクラシーと天皇制

はじめに

おそらく、明治から戦後にかけての日本で、「国体」という二字熟語ほど猛威を振るつた用語はあるまい。ひとびと「国体」の変革を企てていると判断されれば、国家権力によつて命を失う可能性もあったからである。戦後、この用語は教育勅語の失効などともに姿を消したが、天皇制そのものは残った。それは昭和天皇(1901-1989)が1945年8月15日のラジオで放送された「大東亜戦争終結ニ関スル詔書」で自ら述べたように、「国体」が護持されたことを意味するのだろうか。もしそうだとすれば、デモクラシーと「国体」は両立し得るのだろうか。

本稿は、昭和天皇を中心に、天皇の母に当たる皇太后節子(貞明皇后。1884-1951)や天皇の弟に当たる三人の親王、すなわち秩父宮雍仁(1902-1953)、高松宮宣仁(1905-1987)、三笠宮崇仁(1915-2016)の動きにも触れながら、占領期のデモクラシーと天皇制の関係について考察することを第一の目的としている。そしてこの考察をもとに、2016年8月8日に発表された「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」を手掛かりしながら、現代におけるデモクラシーと天皇制の関係についても最後に触れることとしたい。

1 「朕ハ茲ニ國体ヲ護持シ得テ」

国立国会図書館所蔵の『貞明皇后御集』全3巻¹には、公刊されている『貞明皇后御歌集』²や宮内公文書館所蔵の「貞明皇后実録」には収められていない和歌が、皇太后時代を含めて数多く収録されている。次に掲げる和歌もその一つで、1944(昭和19)年に詠まれている。

¹ 『貞明皇后御集』全3巻、宮内庁書陵部、2001年。

² 『貞明皇后御歌集』宮内庁書陵部、1960年。

ソヴィエトの共産主義か亞米利加の民主々義ともなるやみ民も³

1944年の7月にサイパンが陥落すると、11月からは東京でも空襲が日常化する。戦勝を信じて疑わなかった皇太后節子の脳裏にも、「もし日本が負けたら」という一抹の不安がよぎるようになっていた。だが皇太后にとって、「亞米利加の民主々義」は「ソヴィエトの共産主義」同様、「国体」と絶対に相いれない思想であった。この和歌に続いて、皇太后は次の和歌を詠んでいる。

すめろきをたふとむ心うしなはゞ阿修羅けものにひとしかりけり⁴

もし臣民が民主主義を受け入れ、「すめろき」、すなわちアマテラスや天皇を崇拜する心を失ってしまえば、「阿修羅けもの」のようになってしま——こう考えていた皇太后節子にとって、敗戦という事態だけは何としても避けなければならなかつた。その証拠に、1945年の歌会始には次の和歌を詠んでいる。

かちいくさいのるとまゐるみやしろのはやしの梅は早さきにけり⁵

戦争の勝利を祈るために「みやしろ」(御社ないし宮城)に参殿したら梅が早く咲いていたという歌である。これは瑞兆を表しており、皇太后の願いがかなつたことを暗示しているように読み取れる。なおこの和歌は公表されず、新聞で公表されたのは「しつまれる神のこゝろもなこむらむあけゆくとしの梅のはつ花」という別の和歌であった⁶。

しかし実際には、1945年8月10日未明に御文庫附属室の会議室で開かれた最高戦争指導会議で、昭和天皇はポツダム宣言を受諾するという「聖断」を下した。8月14日に完成し、15日正午からラジオで流された「大東亜戦争終結ニ関スル詔書」(以下、「詔書」と略す)の冒頭で、天皇は「朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ」「帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ」と述べたように、臣民にはつきりと敗戦を伝えた。結果としてこの詔書は巨大な政治的影響力をもたらし、皇太后のように戦争の勝利を信じて疑わなかった多くの兵士や一般国民も、速やかにこれを受け入れることとなつた。

だが昭和天皇は、「詔書」で単に敗戦を伝えたわけではなかつた。「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ」とあるように、敗戦に

³ 『貞明皇后御集』下。

⁴ 同上。

⁵ 『貞明皇后御歌集』。

⁶ 原武史『昭和天皇』岩波新書、2008年。

よってもなお、天皇が「常ニ爾臣民ト共ニ在」とこと、すなわち「君民一体」を中心とする「国体」は護持されることを、臣民に向かって直接語りかけたからである。

言うまでもなく敗戦は、日本人にとって未曾有の体験であった。天皇自身も「惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス」と述べたように、これからどれほどの苦難が押し寄せるかは誰にも予想できなかつた。近衛文麿のように、革命を本気で恐れた政治家もいたぐらいである。にもかかわらず、なぜ天皇は「国体」が護持されるという強い確信をもつことができたのであろうか。

その背景には、昭和天皇が皇太子時代から続けてきた全国行啓ないし全国行幸があった。東京の宮城(現・皇居)前広場をはじめ、全国各地に設けられた奉迎場や観闈場に万単位の臣民が集まり、そこに臨御する昭和天皇に向かって君が代や奉迎歌の斉唱や万歳三唱、分列行進などを行うことで、「君民一体」の光景が繰り返し現れてきた。こうして視覚化された「国体」は、敗戦によつても崩れることは決してないという確信が、天皇のなかで生まれていたのである。

なおこうした認識は、香淳皇后も共有していたように思われる。戦中期の皇后は、1938年の武漢陥落、1940年の紀元二千六百年奉祝会、1942年のシンガポール陥落の三回にわたり、天皇や皇太子、内親王らとともに二重橋に立ち、宮城前広場に集まつた臣民の熱狂を目のあたりにしている。その広場に敗戦後も毎日、「大勢の人が お礼やら おわびやら 涙をながしては 大きな声で申し上げて」⁷いる光景に接して、戦前と戦後の連續性を確信したのではなかろうか。

1945年8月30日、皇后は栃木県の日光に疎開していた皇太子(現天皇)にあてた手紙のなかで、「ここが 辛抱のしどころで 大詔に仰せになつたことをよくよく頭に入れてまちがひのないやうに しのぶべからざることを よくよくしのんで なほ一層 一生懸命に勉強をし 体を丈夫にして わざわひを福にかへて りつぱなりつぱな国家をつくりあげなければなりません」と述べている⁸。「しのぶべからざることを よくよくしのんで」が「大詔」、すなわち「詔書」の一節である「堪へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒ」を念頭に置いているのは明らかだろう。

2 昭和天皇と高松宮の憲法認識

敗戦による連合国軍の占領と一連の民主化は、皇太后節子の言う「亞米利加の民主主義」が現実化してゆく過程にほかならなかつた。だが昭和天皇は、民主主義がアメリカ

⁷ 橋本明「皇太子に宛てた『天皇の手紙』」『新潮45』1986年5月号。

⁸ 同上。

から与えられたとは考えなかつた。1946年1月1日、天皇は「五箇条の御誓文」を引用し、「*勅旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス。須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、旧来ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民挙ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ*」という「新日本建設ニ関スル詔書」を発表している⁹。1977年8月、天皇はこの詔書に触れながら、民主主義は輸入のものではなく明治天皇が採用し、五箇条の御誓文に記したと述べている¹⁰。

昭和天皇のこうした認識は、GHQが民主化の眼目とした憲法改正に対する考え方とも決して無縁ではなかった。1946年2月9日、天皇は国務大臣の松本烝治が主体となって作成した大日本帝国憲法の改正私案（憲法改正要綱）、いわゆる松本試案に関して、次のように述べている。

第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」は語感も強く、第四条「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」との重複もあるため、両条を合併して「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇コノ憲法ノ條章ニヨリ統治ス」とし、従来の統治権の「権」を除くこと（中略）の可否につき御下問になる。¹¹

松本試案の第一条と第四条は、大日本帝国憲法の条文と全く同じであった。仮に第一条と第四条が合併されても、統治権の「権」が除かれるだけで、実質的な中身は何も変わらない。昭和天皇は、明治天皇によって発布された憲法を根本的に変える必要性を認めていなかつたことがわかる。

当時の天皇の憲法認識は、美濃部達吉に近かつた。侍従の徳川義寛は、1945年10月20日の日記で「憲法改正問題についての美濃部博士の見解をしるす。一現事態では不急、運用で民主主義化が可能である。憲法の意義については形式的（法律的）と実質的（政治的）があり、憲法と民主主義は、形式上は両立せぬ概念なり、しかし政治上では、つまり君主が民の心を以て心となし、統治の大権が總て民意に順って行われるとすれば、法律上は君主制であつても、而も政治上には民主主義によるものに外ならぬ」と記している¹²。この当時、昭和天皇と美濃部が直接会つた記録はないものの、天皇は美濃部の学説を通して、大日本帝国憲法と民主主義は両立可能という確信を抱いたのではなかろうか。

「新日本建設ニ関スル詔書」のなかで、昭和天皇は「天皇ヲ以テ現御神」とする天皇＝現人神觀を「架空ナル觀念」としたが、その3日前には侍従次長の木下道雄に対して「

⁹ 『昭和天皇実録』1946年1月1日条。

¹⁰ 同上、1977年8月23日条。

¹¹ 同上、1946年2月7日条。

¹² 徳川義寛『徳川義寛終戦日記』朝日新聞社、1999年。

神の裔にあらずと云う事には御反対である」との意見を述べていた¹³。代々の天皇が等しくアマテラスの子孫であるという「万世一系」の根本は、天皇にとって不動のものであった。

昭和天皇は、同年2月12日に木下に会い、再び松本試案につき「第一条と第四条は合体する考え方もある」と述べている¹⁴。つまり天皇は、たとえ憲法が改正されようが、「万世一系」自体には搖るぎない信念をもっていたのである。この日の『実録』の記述をもとに「昭和天皇は、明治憲法の骨格とほとんど変わらない松本案を、事実上否定する考えを木下に伝えていた訳であって、要するに松本案はGHQばかりでなく、昭和天皇からも拒絶されていたのである」とする豊下檜彦『昭和天皇の戦後日本』¹⁵の解釈は、『昭和天皇実録』の肝心の箇所が引用されておらず、問題があると言わざるを得ない。

松本試案はGHQによって却下され、代わって民間の憲法研究会などの案を参考にしながら、マッカーサー草案(GHQ草案)が作成される。これをもとに、憲法改正草案要綱が作成され、同年3月5日に首相の幣原喜重郎と松本烝治から昭和天皇に伝えられた。このとき天皇は、「今となつては致方あるまい」と述べたという¹⁶。その後、新憲法草案の成文化が進められ、4月15日に幣原から天皇に伝えられた¹⁷。

新憲法草案に対して強い拒否反応を示したのが高松宮宣仁であった。同年4月23日、高松宮は京都から東京に向かう急行列車の車内で、元高松宮御用掛の細川護貞と乗り合わせた。このとき、高松宮は新憲法草案につき、細川にこう述べている。

あれは幣原は得意なんだが、僕は君主制の否定だと思ふ。又二院制と云つてもあれでは

二院の意味がない。せめて上院に一度の否決権が無くては。又貴族も今のまゝの制度は、

変へる必要があると思ふが、全然無くなる必要はないと思ふ。大体、松本国務相の案を

躓されたので、あれは第二案と云つてゐるが、全然米国製のものだ。¹⁸

高松宮は、新憲法草案は「全然米国製のもの」であり、「君主制の否定」、すなわち「国体」を破壊する共和制に通じるとしているのである。

¹³ 木下道雄『側近日誌』文藝春秋、1990年。

¹⁴ 『昭和天皇実録』1946年2月12日条。

¹⁵ 豊下檜彦『昭和天皇の戦後日本』岩波書店、2015年。

¹⁶ 茂田均『茂田均日記』第一巻、岩波書店、1986年。

¹⁷ 『昭和天皇実録』同日条。

¹⁸ 細川護貞『細川日記』中央公論社、1978年。

続いて同年5月30日、東京の宮城内で昭和天皇と香淳皇后、秩父宮妃勢津子、高松宮宣仁、高松宮妃喜久子、三笠宮崇仁、三笠宮妃百合子が会った際、高松宮は「新憲法草案は主権在民がはつきりしすぎており賛成しかねるため、来る六月八日開催の帝国憲法改正についての枢密院会議には出席しないつもりでいる」という趣旨の発言をした¹⁹。ここで言う「枢密院会議」とは、新憲法草案を採択した同年6月8日の枢密院本会議を指している。

5月30日の会合で天皇は何も言わなかったが、翌日に高松宮が宮内大臣の松平慶民に会うと、松平から「陛下ガトテモ御心配ニナツテキルノニゾンナコヲ申シ上ゲテハヨクナイ」と忠告された。高松宮は、「御心配御心配ト云ツテ申シ上ゲナイデ今マデヤツテキタノヲ改メルベキデハナイカ。ソレニ出席シテ賛成セヌノデハ現情勢カラヨクモナシ」と反発している²⁰。

高松宮が述べたように、昭和天皇は新憲法草案に対して、少なくとも表向きには異を唱えなかつた。それどころか、高松宮が松平慶民に会つたのと同じ5月31日、マッカーサーとの第2回会談のなかで、天皇は「新憲法作成への助力に対する謝意」を表明している²¹。

松本試案とは似ても似つかぬ新憲法草案に対して、昭和天皇はなぜ「謝意」を表したのか。侍従の徳川義寛は、新憲法草案には「天皇は日本国民統合に不可欠の存在であるという思想が根底にある」からだとしている²²。天皇自身は、1977年8月に「憲法第一条は国体の精神に合っていたので、象徴でよいと思った」と回想している²³。つまり、新憲法草案は「君主制の否定」を意味し、「主権在民がはつきりしすぎて」いるとした高松宮とは対照的に、「国体」と矛盾しないと考えていたのである。

両者の態度を比べてみると、明らかに高松宮の方に首尾一貫性があり、昭和天皇の方が苦しい弁明をしているように見える。だが、1946年11月3日に日本国憲法が公布されると、その二日後に掌典長の甘露寺受長が伊勢神宮に勅使として派遣され、アマテラスをまつる内宮で次の御祭文を奉読している。

曩に世界の大勢と国状の推移とに鑑み畏かれども憲法に大きなる改正めを加へ以て國家を再建すべき礎を固めなむと図りけるに今回永く兵革の禍を絶ち在りと在る国民の総意を基調とし愈邦家の内外を平安からしむべく日本国憲法凡て十一章百三条を制定

め茲に之を公布むる事となりぬ是を以て此由を告奉るとして宇豆の御幣帛奉出給ふ事

¹⁹ 『昭和天皇実録』同日条。

²⁰ 高松宮宣仁『高松宮日記』第八巻、中央公論社、1997年。

²¹ 『昭和天皇実録』同日条。

²² 徳川『徳川義寛終戦日記』。

²³ 『昭和天皇実録』1977年8月23日条。

を宇豆那ひ聞食して永遠の太平と国民の福祉とに威き神祐を弥高に弥廣に蒙り奉らしめ給へと白給ふ天皇の大命を聞食せと恐み恐みも白す²⁴

昭和天皇は、日本国憲法の公布を奉告するとともに、「永遠の太平と国民の福祉とに威き神祐を弥高に弥廣に蒙り奉らしめ給へ」とアマテラスに祈っている。憲法改正は「国家を再建すべき礎を固めるためになされたのであって、「国体」そのものは揺らいでいない」という天皇の考え方が、ここにはよく表れている。

3 高松宮と三笠宮の退位論

このような天皇の考え方、憲法改正をはじめとする民主化を円滑に進めようとしていたGHQにとって都合のよいものであった。これはおそらく、敗戦直後から持ち上がっていた天皇の退位問題にも関係している。

1946年3月、宮内省内に皇室典範改正準備委員会が設置され、憲法改正に並行して皇室典範の改正についても準備が進められた。同年9月20日、「皇室典範改正ノ其ノ後ノ経過」について聞いた高松宮は、「御退位ノ条項ハヤハリ入ラヌ」ことを知り、「陛下ガ終戦ノトキアレダケノ御決意アリシニ対シソノ道ヲツケルハ必要ダト思フ」と反発している²⁵。天皇自身、退位の決意をもっていたのに、それができないのはおかしいだろうと言っているわけだ。

もし天皇が退位すれば、皇位は皇長子である皇太子に継承される。だが当時、皇太子明仁(現天皇)は未成年であった。旧皇室典範第一九条に「天皇未タ成年ニ達セサルトキハ摂政ヲ置ク」とあるように、この場合は摂政を置くことになる。

同第二一条には、「皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ摂政ニ任ス 第一 親王及王」とあった。天皇の弟に当たる秩父宮、高松宮、三笠宮以外の十一宮家の皇籍離脱が決まりつつあったことを踏まえれば、この三人の親王こそ、摂政の候補となることが予想された。年齢的に第一候補となるのは秩父宮であり、高松宮は1945年9月30日の日記にこう書いている。

戦争中御静養ニナリ世間ニフレズニオラレテ、戦争終了ト共ニ御出マシニナレルコヲ
予テカラ祈ツテキタラ、ソノ通リニナリ、今回ノ御上京モ人ニモ才会ヒニナレルシ、モ
ウイザト云フトキハ摂政ニモオナリにナレルト考ヘラレ、コレ以上ノコトナシ。²⁶

²⁴ 『昭和天皇実録』1946年11月5日条。原文は宣命書き。

²⁵ 高松宮『高松宮日記』第八卷。

²⁶ 高松宮『高松宮日記』第八卷。

戦中期の秩父宮は、結核のため静岡県の御殿場でずっと療養生活を送っていた。敗戦とともに秩父宮が上京してきたのを見て、高松宮は秩父宮の健康が回復したと見なし、摂政にもなれると考えたわけである。だが実際には健康が回復したわけではなかったので、第二候補の高松宮宣仁が摂政として浮上してくる。高松宮は、このことを十分承知の上で、退位問題について言及していたように思われる。なお1947年1月には新しい皇室典範が制定されたが、旧皇室典範の第一九条と第二一条はそれぞれ第一六条と第一七条に受け継がれている。

退位問題は1948年に再燃するものの、GHQは右翼活動家との接触をもつていていた高松宮に対する不信感をもっていた²⁷。同年7月9日には天皇自身が元宮内大臣の松平恒雄に対して「天皇として留まり責任を取られる旨の御意向」を示した²⁸。天皇の留位は、マッカーサー自身も強く望んでいた。

もし高松宮が摂政になれば、GHQにとってはデモクラシーを否定する人物が事実上の天皇になることを意味した。高松宮に対する警戒感は、GHQだけでなく日本の政府首脳の間にも共有されていた。同年8月29日、天皇の退位問題について首相の芦田均と宮内府長官の田島道治が会談した際、田島は芦田に「高松宮については今後も心配だ、何しろ頭がよくて＊＊＊＊＊＊＊＊」と述べている²⁹。この＊は伏字を意味し、遺族の求めにより16字分が削除されている。

第三候補の三笠宮崇仁は、高松宮とは異なり、1946年6月8日に開催された枢密院本会議に出席した。この席上、三笠宮は高松宮と同じく新憲法草案につき「マッカーサー元帥の憲法か、一歩譲ってもごく少数の日本人の決めた憲法という印象を受ける」とする一方、「日本は真に平和を愛し絶対に侵略を行わないという表裏一致した誠心のこもった言動をしてもって世界の信頼を回復せねばならない」として、戦争放棄を積極的に支持し、日本の非武装中立を主張した³⁰。その背景には、秩父宮や高松宮とは異なり、支那派遣軍参謀として南京に着任し、中国戦線を視察した戦中期の体験があったと推察される。

日本国憲法が公布された1946年11月3日、三笠宮は「新憲法と皇室典範改正法案要綱(案)」を枢密院に提出した。このなかで三笠宮は、「天皇に・・『死』以外に譲位の道を開かないことは新憲法十八条の『何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない』といふ精神に反してはいないか」として皇室典範政府案を否定し、「天皇に譲位といふ最後の道だけは明けておく必要がある」とした³¹。つまり昭和天皇の退位に言及したわけではないが、高松宮同様、天皇の退位自体は認められるべきだとしたのである。

²⁷ 富永望『象徴天皇制の形成と定着』思文閣出版、2010年。

²⁸ 『昭和天皇実録』同日条。

²⁹ 芦田均『芦田均日記』第二巻、岩波書店、1986年。

³⁰ 『朝日新聞』1994年7月30日。

³¹ 森暢平「三笠宮がのこした『生前退位論』」『文藝春秋SPECIAL』2017年冬号所収。

憲法が施行された1947年5月3日、宮城(現・皇居)前広場に昭和天皇が現れ、政府主催の「日本国憲法施行記念式典」が開かれたが、このとき無言の天皇を前にして、会場を埋めた約1万人の人々は「天皇陛下万歳」を叫んだ。ラジオ中継を聴いていた三笠宮は、こう述べている。

天長節か即位の祝典であつたら、むろん対象は天皇御一人にあるのだから、天皇陛下の

ばんざいが理の当然である。しかし今日は、国民に主権を譲られ、みずから人間宣言をされた天皇が、国民の一員として、七千万同胞と喜びをともにされるために、この式場においてになつたはずなのだから、計画者も思いきり頭をきりかえて、陛下に「天皇は最高のPublic servantである」という気持になつて頂いて、「全日本国民」のばんざいの、音頭とりをお願いして見る気持にはなれなかつたろうか。³²

三笠宮は、新憲法が施行されたにもかかわらず、旧憲法下の式典と同様の万歳が行われたことを鋭く批判したのである。この批判を受ける形で、同年6月に文部省は、天皇陛下万歳、宮城遥拝などを取りやめる通達を出している。

4 秩父宮の占領政策批判と皇太后節子

しかし、デモクラシーに好意的な考え方を表明したのは、昭和天皇の弟たちのなかでは三笠宮だけであった。1949年7月になると、療養生活を続けていた秩父宮雍仁もまたアメリカ主導の占領政策を公然と批判するようになり、GHQが問題視した³³。その具体的な内容は明らかでないが、1995年に死去した秩父宮妃勢津子の遺品のなかから、秩父宮がまさにこの当時記した文章が発見された。

…米国の最初に行つた政策には行き過ぎもあれば見当違ひもあつて、今日の混乱を

招く原因となつたものが少くなかった。

今迄相敵視してゐたものが敵国を占領したのだから仮令平和進駐でも多少前後の分別

なく振舞ふのも自然の勢だつたらう。

³² 『帝国大学新聞』1947年5月8日。

³³ 加藤恭子『昭和天皇と美智子妃その危機に「田島道治日記」を読む』文春新書、2010年。

日本を独逸の様な全体主義国家と思ってポツダム宣言に従ひ革命的民主化に一挙に乗
り出したのも至当かも知れない。(中略)
思想問題を取り上げてみる。連合国だから仕方ないと云ふ外なかつたらうが、言論、信
仰、思想等の自由の原則の上に立つ民主主義の一種として之等の自由を絶対に認めない
共産主義を寛容したことは忽ち我解放された共産主義者に絶好の機会を与へて終つた。
(中略)
日本の実情の即しない米国制度の直輸入も大いに批判されなければならない。
六、三制
の教育制度にしても、自治体の警察制度にしてもあせり過ぎてゐる様に感ぜられる。勿
論日本の当局者の弱腰と云ふか、無責任と云ふか日本の実相を理解せしめる努力の足ら
ないところもあるだろうが占領軍当局者のやり方は中央部の机上計画を矢鱈に強行す
る傾向があるのではないかと思はれないでもない。³⁴

この文章がまるごとGHQに漏れたわけではないにせよ、GHQは内容的にこれと重なる秩父宮へのインタビューを英訳した文章を入手したようだ。秩父宮を溺愛し、1945年12月から49年5月にかけて御殿場の秩父宮別邸を訪れるなど、秩父宮にしばしば会っていた皇太后節子に言わせれば、これは「ソヴィエトの共産主義」や「亞米利加の民主々義」に対する明確な批判と見なせるものであった。結核のため御殿場で長期療養しており、天皇の退位問題が持ち上がったときも摂政候補として名前が挙がらなかつた秩父宮がこうした意見を公然と表明したことに、GHQは衝撃を受けたように思われる。

宮内庁(同年6月1日に宮内府から改組)長官の田島道治の日記によると、田島は7月13日にマッカーサーの副官ローレンス・バンカーに呼び出され、「秩父様ノInterviewヲ陛下ニモツテユケ」と命じられた³⁵。おそらく田島は、このとき初めて英文のインタビューを見せられたのだろう。翌14日、田島は登庁して「秩父様事件」³⁶について話してから御殿場

³⁴ 秩父宮雍仁「陸軍の崩壊 占領政策の批判」『中央公論』1996年11月号所収。

³⁵ 加藤『昭和天皇と美智子妃その危機』。

³⁶ 同上。

に向かい、秩父宮に会っている。「殿下ノ意思ハ日本人ノ自覺反省警告ニテ、進駐軍ノ批評ニアラズトノコト。少シ争フ」³⁷。田島は秩父宮に、占領政策を批判しているではないかと反論したわけだ。この日のうちに帰京した田島は、バンカーと首相の吉田茂に報告している。そして翌15日には、葉山御用邸に滞在していた昭和天皇に会い、「委曲昨日ノコト言上」³⁸したところ、「三殿ニ、此際、為念ノ注意ヲ申上ゲル様御命令」³⁹があり、「大宮様ニモ言上セヨ」⁴⁰と命じられた。「三殿」は秩父宮、高松宮、三笠宮を、「大宮様」は皇太后をそれぞれ指す。天皇の言葉を受けて、田島は翌16日、再び御殿場に行って秩父宮に会ってから帰京し、大宮御所で皇太后に、高松宮邸で高松宮に会った。

つまり7月16日には、秩父宮ばかりか高松宮や皇太后節子も、GHQの政策を公然と批判しないようにとの天皇の忠告を、田島から直接受けたことになる。これに対して秩父宮は「時又厄介ヲカケルカモ知レヌ」⁴¹と答え、高松宮も「陛下ノ御話ハ承リ置クモ、新聞社ニアハヌコトハ出来ヌ」⁴²と答えたばかりか、田島の忠告を「不遜」⁴³とまで述べている。秩父宮も高松宮も、忠告に従うとは言っていないのだ。皇太后が何と言ったかについては田島の日記に記されていない。

拙著『皇后考』⁴⁴に記したように、昭和天皇と皇太后節子は、摂政になった大正後期以来、長年にわたる確執が続いている。このことは国立国会図書館憲政資料室所蔵の「倉富勇三郎日記」や『牧野伸顕日記』⁴⁵、前掲『高松宮日記』第八巻などの一次史料からも確認できるが、2005年に赤坂御用地内の三笠宮邸で私自身が三笠宮崇仁に「昭和天皇と貞明皇后の間に確執はあったか」と尋ねたのに対して、三笠宮は「あったと聞いている」と答えたことを付言しておく。

昭和天皇が1945年になってもなかなか戦争終結を決断できなかった一因もまた、神に戦勝を祈り続け、「かちいくさ」を信じて疑わなかった皇太后節子の態度にあったようと思われる。同年5月の空襲で皇太后が住んでいた大宮御所が全焼すると、天皇は皇太后を軽井沢に疎開させることを考えるようになる。だがこれに対しては皇太后が拒絶したために戦争中は実現することができなく、実際に皇太后が軽井沢に移ったのは敗戦直後の1945年8月20日であった。

³⁷ 同上。

³⁸ 同上。

³⁹ 同上。

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 同上。

⁴² 同上。

⁴³ 同上。

⁴⁴ 原武史『皇后考』講談社、2015年。

⁴⁵ 牧野伸顕『牧野伸顕日記』中央公論社、1990年。

皇太后は、45年12月まで軽井沢に滞在し、いったん帰京してから、46年12月までの一年間を沼津御用邸西附属邸で過ごした。沼津と御殿場は距離的にも近く、秩父宮に会うことは容易であった。また同年3月19日には、侍従次長の木下道雄に「御退位のことにつきては、しかるべき時期を見て決行さることを可とせらるるにあらずやと思わる御言葉」を発している⁴⁶。この御言葉は、帰京した木下によって天皇にも伝えられた⁴⁷。

高松宮ばかりか、皇太后までが天皇は退位すべきだと発言したこと、天皇は衝撃を受けたと思われる。前述のように、旧皇室典範では第二一条に摂政についての規定があり、「第一 親王及王 第二 皇后 第三 皇太后」の順番となっていた。この条文に従えば、皇太后が摂政になる可能性はきわめて低かった。しかし、松本試案に対する考え方方が記されたのと同じ日の『昭和天皇実録』1946年2月7日条に「摂政設置期間においては、皇室典範の改正又は皇位継承の順位変更を禁じるか否かにつき検討するよう御下命になる」とあるように、天皇は松本烝治に対して、典範改正の際に第二一条に規定された順番の変更を禁じるのか、それとも変更を認めるのかにつき検討するよう命じている。

この言葉からは、昭和天皇が退位して摂政が置かれた場合、三人の親王や香淳皇后の代わりに、皇太后節子が摂政になる可能性も視野に入れていたことがうかがえる。秩父宮、高松宮、三笠宮はいずれも旧陸軍や旧海軍の軍人であり、旧体制の復活を夢見る陸海軍の関係者とつながっている可能性があること、皇后は陸海軍とは直接のつながりはないものの天皇との関係が近すぎることなどが背景にあったのかもしれない。

ここで注目すべきは、安藤礼二『折口信夫』⁴⁸も指摘するように、大正時代から節子（貞明皇后）に注目してきたと思われる折口信夫が当時記した「女帝考」⁴⁹である。「御在位中の天皇に対して、最近い御間がらとして、神と天皇との間に立つておいでになる御方が、常にあつたことが考へられる。其は、血縁近い皇族の女性であり、他氏の女性でも、特に宮廷に入り立ちの自由であつた貴婦人、さう言ふ方々の存在が思はれる」。折口はこうした女性を「ナカツスメラミコト」（中皇命、中天皇）と呼び、その代表例として神功皇后を挙げる。そして、たたみかけるようにこう述べている。

すめらみことの資格の方が世に臨まねずとも、神人中間のすめらみことが存在せらるる限りにおいて、宮廷の政は、執られて行くのである。だから、従来の歴史観に於けるやうな空位が出来る訣でもなく、又異常形式が偶發したのでもないのであつた。⁵⁰

折口によれば、『日本書紀』に記された神功皇后が応神天皇の摂政となつたように、皇太后節子が皇太子明仁（現天皇）の摂政になつたとしても、決して「異常形式が偶發し

⁴⁶ 木下『側近日誌』。

⁴⁷ 『昭和天皇実録』同日条。

⁴⁸ 安藤礼二『折口信夫』講談社、2014年。

⁴⁹ 折口信夫「女帝考」『折口信夫全集』第二十卷神道宗教篇、中公文庫、1976年。

⁵⁰ 同上。

た」わけではない。「中天皇が神意を承け、其告げによつて、人間なるすめらみことが、其を実現する」という「宮廷政治の原則」があらわになるだけのことである。

誰よりも皇太后節子自身が、1900(明治34)年に皇太子嘉仁(後の大正天皇)と結婚し、その2年後の自らと同じ誕生日、すなわち6月25日に第二皇子の雍仁親王(後の秩父宮)を出産した頃から、朝鮮半島に出兵して新羅を平定し、高句麗と百濟に朝貢を誓わせる「三韓征伐」を行い、帰国後に応神天皇を生んだとされる神功皇后を強く意識していた⁵¹。『昭和天皇実録』と『貞明皇后実録』を照合してみると、日中戦争勃発の翌年に当たる1938年1月から敗戦直前の45年7月まで、戦地から帰還した軍人の多くが、昭和天皇が会ったのと同じ日ないし翌日以降に皇太后節子にも会い、カフスボタンや銀煙草箱、金一封などを下賜されていたことが確認できる。つまり皇太后節子もまた、戦中期には事実上「ナカツスメラミコト」になっていたのである。45年7月から8月にかけて、勅使が応神天皇を主祭神とする大分県の宇佐神宮と神功皇后を主祭神とする福岡県の香椎宮に参向し、「国内尽一心に奮起ち有らむ限りを傾竭して敵国を擊破り事向けしめむとなも思ぼし食す」⁵²という御祭文に明らかなように、従来にない激しい口調で敵国撃破を祈ったのも、皇太后節子の意向が反映していたように思われる。

折口信夫は、1946年2月から、ほぼ1カ月に1回の割合で皇室とのつながりが深い東京都北多摩郡久留米村(現・東久留米市)の自由学園に通っていた。したがって自由学園を通して皇室の情報を入手していたことは十分に考えられる。折口に言わせれば、皇太子明仁が天皇になり、皇室典範第二一条が改正されて皇太后節子が摂政になることは、皇太后が名実ともに「ナカツスメラミコト」になり、『日本書紀』に記された神功皇后が、長い年月を経て戦後の日本によみがえるということでもある。だがそれは、高松宮が摂政になる以上に、昭和天皇が恐れていた事態だったに違いない。

しかし、1947年5月3日に日本国憲法と日を同じくして施行された皇室典範でも、摂政就任の順序が記された第一七条で「一 皇太子又は皇太孫 二 親王及び王 三 皇后 四 皇太后」とされたように、旧皇室典範と基本的には変わらず、皇太后が摂政になることはあり得なかつた。当時の皇太后は政治的発言を控えつつ、内面ではアメリカへの対抗心を燃やし続け、日本が蚕糸業の復興によりアメリカを経済的に圧倒することを夢想していたように思われる。同年9月2日、皇太后は財団法人大日本蚕糸会総裁となり、48年からは蚕糸業の奨励を目的として積極的に地方を視察するようになるが、その途上、1951年5月17日に急死している⁵³。

⁵¹ 原『皇后考』。

⁵² 『昭和天皇実録』1945年7月30日条。原文は宣命書き。

⁵³ 原『皇后考』。

5 デモクラシーと「國体」の両立

このように、戦後のデモクラシーに対する姿勢に関して、皇室は決して一枚岩ではなかった。皇太后、秩父宮、高松宮はデモクラシーに批判的であり、アメリカに対抗しようとしたのに対して、三笠宮は「マッカーサー元帥の憲法」であることに違和感を示しつつも、そこに現れたデモクラシーの思想自体には理解を示し、すんなりと受け入れようとした。一方、昭和天皇は、大日本帝国憲法とほぼ変わらない松本試案に基本的に同意しながら、日本国憲法もまた評価する姿勢を見せた。それがGHQにとっては高松宮などの皇族よりも都合のよい態度として映ったことは、既述の通りである。

1946年2月から始まった昭和天皇の戦後巡幸では、1947年6月から主要都市に奉迎場が復活し、戦前さながらの光景が見られるようになる。例えば、47年6月13日に訪れた兵庫県姫路における奉迎場の光景を、同行した侍従の入江相政は「旧城南練兵場に臨御。こゝに集まつた人十三万、但馬よりはもとより遠く中国筋からも集まつたとの事。君が代奉唱、万歳三唱、群衆も大して崩れることもなく無事であつた」と記している⁵⁴。

これは決して姫路の旧城南練兵場だけで見られた光景ではなかった。たとえ全国各地が空襲で大きな被害を受けようが、練兵場や飛行場、グラウンド、神社の境内など戦前までに天皇が訪れたことのある「空き地」はそのまま残り、再び天皇が現れるや同じような光景が再現される。それは東京の宮城前広場でも同様であった。

1946年11月3日に宮城前広場で開かれた「日本国憲法公布記念祝賀都民大会」では約10万人が集まり、天皇と皇后を君が代の斉唱や万歳三唱で迎えた。この大会に出席した芦田均は、次のように述べている。

二時十分頃両陛下は馬車で二重橋を出られた。群衆は早くも帽子やハンケチを揮つて波

立つ。陛下は背広、中折の姿でゆるゆると歩を運ばされる。楽隊が君が世を奏すると会者一同が唱和する。何故か涙がこぼれて声が出ない。私許りではない。周囲の人々は皆

そういう。

首相の発声で万歳を三唱すると民衆は涌き立つた。陛下は右手で帽子をとつて上げて居

られる。皇后陛下はにこやかであらせられる。

陛下が演壇から下りられると群衆は波うつて二重橋の方向へ崩れる。ワーッといふ声が

⁵⁴ 入江相政『入江相政日記』第三巻、朝日文庫、1994年。

流れる。熱狂だ。涙をふきふき見送つてゐる。群衆は御馬車の後を二重橋の門近くへ押よせてゐる。何といふ感激であるだらう。私は生れて初めてこんな様相を見た。⁵⁵

芦田は、敗戦にもかかわらず、君が代の斉唱や万歳三唱を通して約10万人の国民と天皇が一体となる光景を目のあたりにして、感激の涙を流したのである。これはまさに昭和天皇自身が1945年8月14日の「大東亜戦争終結ニ関スル詔書」で述べたような、「〔朕=天皇が〕常ニ爾臣民ト共ニ在る」の「国体」が視覚化された光景であった。こうした「君民一体」の光景は、戦後巡幸が一巡する1954年8月の北海道行幸まで、全国各地で繰り返されることになる。

たとえ憲法が改正されようが、「国体」は変わらない。デモクラシーと「国体」は両立し得る—この点では、昭和天皇の認識は間違つていなかつた。先に引用した「憲法第一条は国体の精神に合つていたので、象徴でよいと思った」という天皇の言葉が、見事に証明されたともいえる。昭和天皇は決してGHQに都合よく利用されたのではなく、高度に政治的な戦略をもつっていたのである。

6 「詔書」と「おことば」

2016年8月8日、現天皇は「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」を公表し、退位の意向を強くにじませた。このなかには「日々新たになる日本と世界の中にあって、（中略）考えつつ、今日に至っています」という一節がある。これは先に引用した「大東亜戦争終結ニ関スル詔書」冒頭の「朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ」に似ている。「詔書」に言うところの「世界ノ大勢」が、イタリア、ドイツの降伏と連合国軍の攻勢を指しているのは言うまでもない。一方、「おことば」の「日々新たになる世界」は、オランダ、ベルギー、バチカン、カタール、スペインなどで国王や法王が相次いで退位していることを指しているように見える。どちらも「大勢」や「なる」という言葉を使って、自らの意向を正当化しているのである。

また「おことば」には、次のような一節もある。

天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が
国民
に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深

⁵⁵ 芦田『芦田均日記』第一巻。

く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を

感じてきました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じてきました。皇太子の時代も含め、

これまで私が皇后と共にやって来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その

地域を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこ

の認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした。⁵⁶

ここにも、先に引用した「詔書」との共通性がある。「常に国民と共にある自覚」は、「常ニ爾臣民ト共ニ在リ」と似ているし、「人々への深い信頼と敬愛」は「忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ」と似ている。「天皇の象徴的行為」として強調される「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」、すなわち巡幸や行幸も、昭和天皇を継承していると見ることができます。なお現天皇自身、2000年5月には「戦後は、新しい憲法の下で、皇室の在り方も象徴ということで違ってはきていましたが、国民に対する気持ちとしては変わらないものであつたと思います」と述べているように、昭和天皇との共通性を認識している⁵⁷。

さらに「おことば」の報道の仕方や、それに対する国民の反応の仕方にも、「詔書」の報道の仕方や、それに対する臣民の反応の仕方との共通性がある。

現天皇の退位の意向が報道されたのは、2016年7月13日であった。それまでは、たとえそう思ったとしても、国民の間に天皇の退位を公然と唱えることのできる空気はなかつた。ところが8月8日午後3時から「おことば」がテレビで放映されることがあらかじめ告知されると、人々はテレビの前に集まり、3時からの放送を見た。結果として圧倒的多数の国民がこれを受けいれたのである。

「詔書」の場合も、1945年8月15日にラジオで放送されるまでは、たとえ戦争に負けると思った臣民がいたとしても、それを公然と口に出すことはできなかつた。ところが8月15日正午からの玉音放送があらかじめ告知されると、正午までに人々がラジオの前に集まり、「詔書」で敗戦が伝わるや、圧倒的多数の臣民がこれを受けいれた。どちらも天皇の意思が「民意」となつたのである。

⁵⁶ 宮内庁ホームページ。

⁵⁷ 宮内庁編『道 天皇陛下御即位二十年記念記録集 平成十一年～平成二十年』NHK出版、2009年。

もちろん、大きな違いもある。「詔書」で述べられた臣民というのは、顔の見えない抽象的な存在であった。戦後巡幸で各地に設けられた奉迎場でも、昭和天皇は台座に上がるだけで、決して一人一人の顔を見ていたわけではなかった。これに対して現天皇は、1991年に訪れた雲仙普賢岳噴火の被災地で現皇后とともにひざまずき、同じ目の高さで一人一人の被災者に声をかけて以来、こうした平成流の行幸（皇后も含める意味では行幸啓）をずっと続けてきた。現天皇の言う国民というのは、決して顔の見えない抽象的な存在ではなく、具体的な顔の見える「市井の人々」へと変わっている。

しかし、「おことば」には「国体」という言葉こそ出てこないものの、現天皇や現皇后と直接対面した全国各地の「市井の人々」のなかに、「国体」がより内面化されている。現天皇は、1989年の即位以来、日本国憲法を守る立場を繰り返し表明しながら、昭和天皇以上に現皇后とともに全国各地をくまなく回り、政府や議会や側近などを媒介とすることなく「市井の人々」と対面する行為を一貫して続けることを通じて、デモクラシーと「国体」の両立を徹底化させたのである。

おわりに

最後に、作家の坂口安吾が1948年に発表した「天皇陛下にささぐる言葉」の一節を引用しておきたい。

天皇が現在の如き在り方で旅行されるということは、つまり、又、戦争へ近づきつつあるということ、日本がバカになりつつあるということ、狐憑きの気違いになりつつあるということで、かくては、日本は救われぬ。

陛下は当分、宮城にとじこもって、お好きな生物学にでも熱中されるがよろしい。
そして、そのうち、国民から忘れられ、そして、忘れられたころに、東京もどうやら復興しているであろう、そして復興した銀座へ、研究室からフリリと散歩にててこられるがよろしい。陛下と氣のついた通行人の幾人かは、別にオジギもしないであろうが、道をゆずってあげるであろう。

そのとき東京も復興したが、人間も復興したのだ。否、今まで狐憑きだった日本に、始そのときこそめて、人間が生れ、人間の礼節や、人間の人情や、人間の学問が行われる

ようになつた証拠なのである。⁵⁸

⁵⁸ 坂口安吾『坂口安吾全集』15、ちくま文庫、1991年。

これはもちろん、戦前の行幸さながらの昭和天皇の戦後巡幸を強く批判した文章にはかならない。けれども坂口の言う「人間の復興」は、現在もまだ成し遂げられていない。つまり、「人間天皇」はいまだに誕生していないことになる。

もし将来、「陛下と気のついた通行人の幾人かは、別にオジギもしないであろうが、道をゆずってあげる」光景が本当に見られるようになれば、そのときこそ「国体」は完全に崩壊するであろう。そして平成の天皇制は、戦後に「人間宣言」を行った象徴天皇制の完成形であるどころか、天皇が「神」から「人間」へと至る過渡的な段階であったと位置づけられるに違いない。だが、「天皇は、『現御神』ではなくても、日常世界の延長線上に非日常的な存在を保持しておきたいという、現世主義的願望に支えられて、いわば『生き神』(宮田登)であり続いているのである」⁵⁹という宗教学者・阿満利磨の指摘が正しければ、天皇が「人間」になる日は永遠に来ないと言わざるを得ない。

参考文献

実録

『昭和天皇実録』第七、第八、第九、第十、東京書籍、2016-2017年。
「貞明皇后実録」宮内公文書館所蔵、未公刊。

天皇、皇族関係一次史料

『貞明皇后御集』全3巻、宮内庁書陵部、2001年。
『貞明皇后御歌集』宮内庁書陵部、1960年。
秩父宮雍仁「陸軍の崩壊 占領政策の批判」『中央公論』1996年11月号所収。
高松宮宣仁『高松宮日記』第八巻、中央公論社、1997年。
橋本明「皇太子に宛てた『天皇の手紙』」『新潮45』1986年5月号所収。
宮内庁編『道 天皇陛下御即位二十年記念集 平成十一年～平成二十年』NHK出版、2009年。
「象徴天皇のお務めについての天皇陛下のおことば」宮内庁ホームページ。
『朝日新聞』1994年7月30日。
『帝国大学新聞』1947年5月8日。

その他一次史料

芦田均『芦田均日記』第一巻、第二巻、岩波書店、1986年。

⁵⁹ 阿満利磨『日本精神史 自然宗教の逆襲』筑摩書房、2017年。

入江相政『入江相政日記』第三巻、朝日文庫、1994年。
折口信夫「女帝考」『折口信夫全集』第二十巻神道宗教篇、中公文庫、1976年所収。
木下道雄『側近日誌』文藝春秋、1990年。
坂口安吾「天皇陛下にささぐる言葉」『坂口安吾全集』15、ちくま文庫、1991年所収。
徳川義寛『徳川義寛終戦日記』朝日新聞社、1999年。
細川護貞『細川日記』中央公論社、1978年。

研究書

阿満利麿『日本精神史 自然宗教の逆襲』筑摩書房、2017年。
安藤礼二『折口信夫』講談社、2014年。
加藤恭子『昭和天皇と美智子妃その危機に「田島道治日記」を読む』文春新書、2010年。
富永望『象徴天皇制の形成と定着』思文閣出版、2010年。
豊下檜彦『昭和天皇の戦後日本』岩波書店、2015年。
原武史『昭和天皇』岩波新書、2008年。
原武史『皇后考』講談社、2015年。

English Summary of the Article

Hara Takeshi

Are Democracy and the National Character (Kokutai) Compatible? Post-war Japanese Democracy and the Imperial System

Soviet Communism
or American Democracy
will plunge people into darkness.

Emperor Shōwa's mother (Lady Sadako, Empress Teimei) recited the above waka poem in 1944. It was her belief that both American Democracy and Soviet Communism were in discord with the Japanese national character (kokutai). As the Allies offensive progressed, the Empress, who had been convinced that victory was imminent, gave in to doubt, and the fear of defeat began to creep into her heart. The Chronicle of Emperor Shōwa shows the Emperor as a devoted advocate of "American Democracy". According to him, the Meiji Constitution did not require any essential changes. On the 7th of February, 1946, he asked Matsumoto Jōji, the head of the committee for the research on the Constitution, to consider a stylistic change that involved combining two Articles that contained overlapping elements. Article 1 (The Empire of Japan shall be reigned over and governed by a line of Emperors unbroken for ages eternal.) and Article 4 (The Emperor is the head of the Empire, combining in Himself the rights of sovereignty, and exercises them according to the provisions of the present Constitution.) were to be merged into one, retaining the statement that the line of Emperors is unbroken – therefore preserving the fundamental concept. Meanwhile in the Occupation's General Headquarters a new constitution was being drafted. The Emperor complemented the efforts towards outlining the new constitution, but simultaneously, immediately following the promulgation, ordered a rite to be conducted at Ise Shrine in a plea on behalf of "the vast protection by the kami for eternal peace and the prosperity of the nation". As far as the postwar Constitution is concerned, the kokutai – national identity, was preserved. In an interview in 1977, the Emperor stated that democracy did not come to Japan from America. It was already predicted in Emperor Meiji's "Emperor's oath in five articles" (Gokajō no goseimon) in which the Emperor announced the creation of the National Assembly. This statement reflects Emperor Shōwa's attitude towards democracy. The Imperial family was even more significant in this regard. Prince Takamatsu claimed that the project of the new Constitution was hard to accept due to the stress it put on the sovereignty of the nation being too pronounced. Prince Chibu also criticized General Headquarters for, in their eagerness to protect the freedom of speech, they allowed the Communists to join the process. For Prince Chibu this rendered the new Constitution a "direct import from America", unsuitable for Japanese circumstances. The Empress Mother became involved with promotion of the domestic silk industry. A decisive factor in her decision to enter the field was most likely in order to oppose American competi-

tion. The critical attitude towards American Democracy, characteristic of Hirohito's possible successors, can be seen as one of the reasons why the Occupation forces abandoned the idea of urging Hirohito to abdicate.

Keywords: democracy, national character (kokutai), Emperor Shōwa, Prince Takamatsu, Prince Chichibu, Empress Teimei